

## ADRの現場から

15

話し合いでトラブルを解決

裁判による、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースが多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きないとする。今回、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「小売電気アドバイザー」が今まで経験してきたトラブルとの関わりを、特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から紹介してもらつ。

16年4月1日より電力小売ラブルが発生することがあります。そしてそれは物件オーナーと事業者、入居者と事業者との間で起きています。物件オーナーと事業者間のトラブルとして主なものは「電気と○○のセットにすれば安くなると言われば、求めていない商品をセット販売された」や「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」などがあり、不動産業に関するものとしては賃貸管理の場面においてト



大谷昭二理事長

紛争事例を収集し、生かす

われることがあり、これも誤りです。つまり、多くのトラブルは小売電気のしくみをよく理解していない消費者をターゲットとした悪徳業者が関わっているのです。そしてそのようなトラブルを起さないように、また消費者を守るために小売電気の専門知識を有している「小売電気アドバイザー」は存在しています。

# 小売電気アドバイザー

が変わつても物件  
全体への影響はあ  
りません、既存

契約のあり方を説明することで消費者を守る取り組みを行っています。

氣を円滑に使用できないなどのトラブルが考えられます。

●法務大臣認証ADR機関  
(一社)日本不動産仲裁機構  
電話03(35524)8000

13 ※調停が体験できる  
「ロールフレイ研修」を定期的  
に実施しています。